

## カテゴリー 8—海洋

### A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

8A001 潜水艇及び水上船であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：\$5000；8A001. b及び. dについては適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA：8A001. b、8A001. c又は8A001. dに掲げる貨物の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：潜水艇用装置の規制ステータスについて、以下を参照こと：

暗号化通信装置については、センサーについては、カテゴリー6；ナビゲーション装置については、カテゴリー7及びカテゴリー8；水中の装置については、カテゴリー 8A。

関連定義：ナシ

品目：

a. 有人式の繫(けい)索式の潜水艇であって、1,000mを超える水深で使用することができるように設計したものの；

b. 有人式の繫索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. ‘自律的に潜航する’ことができるように設計したものであって、次のすべてに該当する揚荷

能力を有するもの：

b. 1. a. 当該潜水艇の空中重量の10%以上；かつ

b. 1. b. 15キロニュートン以上；

b. 2. 1,000mを超える水深で使用することができるように設計したもの；又は

b. 3. 次のすべてに該当するもの：

b. 3. a. 10 時間以上連続して‘自律的に潜航する’ことができるように設計したもの；及び

b. 3. b. ‘航続距離’ [潜航可能な距離]が、25 海里以上のもの；

#### Technical Notes:

1. 8A001. bでいうところの‘自律的に潜航する’とは、潜水艇が海上、海底又は海岸にある支援船又は支援基地を必要とせず、その潜舵のみを動的に使って、その深度を安全に制御することができる最小速度で、完全に潜水した状態のすべてのシステム(潜水及び水上での使用のための推進装置を含む)が作業し巡航することをいう。

2. 8A001. bでいうところの‘航続距離’は、潜水艇が‘自律的に潜航する’ことができる最大距離の半分の距離をいう。

c. 無人式の繫索式の潜水艇であって、1,000mを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 8A002. a. 2で規制される推進電動機若しくはスラスタを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの；又は

c. 2. 光ファイバーによってデータを送受することができるもの；

d. 無人式の繫索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. あらゆる地理的な基準点 [地形]に対して、リアルタイムの人間の介入なしに [自動的に]、進路を決定することができるように設計したもの；

d. 2. 音波によってデータ若しくは指令を送受することができるもの；又は

d. 3. 光データ若しくは光コマンドを、1,000mを超える距離で送受することができるもの；

e. 250mを超える水深にある物体を回収するための海洋サルベージ船であって、5メガニュートンを超える揚荷能力を有し、かつ、次のいずれかを有するもの：

e. 1. 航法装置によって設定した点から20m以内の範囲に位置を保持することができる自動船位保持装置；又は

e. 2. 1,000mを超える水深において、あらかじめ定められた点から10mの範囲に位置「精度」を保持することができる海底用の航法装置及び航法統合システム。

**8A002 海洋システム、装置、「部品」及び「部分品」**であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000；8A002.o.3.bについては適用されない。

GBS：8A002.i.2で規制される民間の最終用途（例えば、海底の油田、ガス田又は鉱山の操業）のためのマニピュレーターであって、動作自由度が5であるもの；並びに8A002.r については、Yes。

CIV：8A002.i.2で規制される民間の最終用途（例えば、海底の油田、ガス田又は鉱山の操業）のためのマニピュレーターであって、動作自由度が5であるもの；並びに8A002.r については、Yes。

**STAIについての特別な条件**

STA：8A002.b、h、j、o.3、又はpに掲げる貨物の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) 8A992も参照のこと、また、水中通信システムについては、カテゴリ—5、パートI—通信を参

照のこと。

(2) 8A002で規制されない或いは8A002.qのNoteにより規制から解除される自給式潜水用具については8A992も参照のこと。

(3) 水中用に「特別に設計」又は改造した電子式に画像を記録することができるシステムであって、6A002.a.2.a又は6A002.a.2.bで指定されるイメージ増強管を組み込んだものについては6A003.b.3を参照のこと。

(4) 水中用に「特別に設計」又は改造した電子式に画像を記録することができるシステムであって、6A002.a.3.gで指定される「フォーカルプレーンアレー」を組み込んだものについては6A003.b.4.cを参照のこと。

(5) 8A002.dで規定される貨物について、軍の最終需要者による使用のため又はECCN 0A919で規制される貨物に組み込むために輸出、再輸出、又は再移転（国内における移転）されている場合、§ 744.9において輸出許可要件を義務付けている。

関連定義：ナシ

品目：

a. 1,000mを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇のために「特別に設計」又は改造したシステム、装置、「部品」及び「部分品」であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 最大の内のり寸法が1.5mを超える耐圧容器又は耐圧殻；

a. 2. 直流の推進電動機又はスラスタ；

a. 3. 光ファイバー及び合成材のテンションメンバを使用したアンビリカルケーブル及びそのコネクタ；

a. 4. 8C001で指定される材料から製造された「部品」及び「部分品」；

**Technical Note**：8A002.a.4の対象は、8C001で規制される「浮力材」であって、中間段階の製造が行われ、その最終的な部分品の形態にはまだない浮力材の輸出によって無効にされないものとする。

b. 8A001で規制される潜水艇の航行を自動制御するために「特別に設計」又は改造したシステムであって、航法データを使用し、かつ、クローズドループサーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当

するもの：

b. 1. 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10m以内の水柱内に潜水艇を移動することができるもの；

b. 2. 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10m以内の水柱内に潜水艇を保持することができるもの；又は

b. 3. 海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから10m以内に潜水艇を保持することができるもの；

c. 光ファイバーを船体内に引き込むための耐圧殻の貫通金物；

d. 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように特別に設計又は改造した水中用の観測装置であって、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの（レンジゲートイルミネーター又は“レーザー発振器”を使用した装置を含む）；

d. 1. テレビジョン装置及びテレビジョンカメラであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. a. 潜水艇に搭載して遠隔操作をすることができるように“特別に設計”又は改造した水中テレビジョン装置（カメラ、表示装置及び信号伝送装置から構成される）であって、空気中で計測された‘限界解像度’が800本を超えるもの；

d. 1. b. 水中用のテレビジョンカメラであって、空気中で計測された‘限界解像度’が1,100本を超えるもの；

d. 1. c. 水中用に“特別に設計”又は改造した低光源レベルのテレビジョンカメラであって、次のすべてを有するもの：

d. 1. c. 1. 6A002. a. 2. aで規制されるイメージ増強管；及び

d. 1. c. 2. 固体撮像素子の“有効画素数”が150,000を超えるもの；

**Technical Note：**‘限界解像度’は、テストチャート（IEEE規格208/1960又は同等の規格を用いたもの）で識別される画像高さ当りの最大の線数によって通常表される水平解像度の尺度である。

d. 2. 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように“特別に設計”又は改造したシステムであって、後方散乱による影響を最小化させる技術を用い

たもの（レンジゲートイルミネーター又は“レーザー発振器”を使用した装置を含む）；

e. 150mを超える水深で使用できるように“特別に設計”又は改造された静止画写真機（幅が35mm以上のフィルムを用いるもの）であって、次のいずれかに該当するもの：

e. 1. カメラの外部ソースより与えられるデータをフィルムに記録することができるもの；

e. 2. バックフォーカルディスタンスを自動的に補正する機能を有するもの；又は

e. 3. 水中カメラのハウジングが1,000mを超える水深で使用できるように“特別に設計”した自動的な補正制御装置を有するもの；

f. [Reserved]

g. 水中用に“特別に設計”又は改造した照明装置であって、次のいずれかに該当するもの：

g. 1. ストロボ法を用いた照明装置であって、1回のフラッシュ当たりの光出力エネルギーが300ジュールを超えるもののうち、1秒間に5回を超えて発光することができるもの；

g. 2. アルゴンのアークを用いた照明装置であって、1,000mを超える水深で使用することができるように“特別に設計した”もの；

h. 水中用に“特別に設計した”“ロボット”であって、専用のコンピュータを用いることで制御するもののうち、次のいずれかに該当するもの：

h. 1. 外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離、又は“ロボット”と外部物体との触覚を測定するセンサーからの情報を用いて“ロボット”を制御するシステム；或いは

h. 2. 構造材にチタン合金又は“繊維強化”“複合材料”を用いたものであって、250ニュートン以上の力又は250ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの；

i. 潜水艇とともに使用することができるよう“特別に設計”又は改造した遠隔操作の関節を有するマニピュレーターであって、次のいずれかに該当するもの：

i. 1. 次のいずれかを測定するセンサーからの情報を用いてマニピュレーターを制御するシステム；或いは

i. 1. a. 外部物体に加えた力若しくはトルク ;  
若しくは

i. 1. b. マニピュレーターと外部物体との触  
覚 ; 又は

i. 2. プロポーショナルマスタースレーブ方式に  
よって制御するものであって、動作自由度が5以上の  
もの ;

**Technical Note :** '動作自由度' を決定する際に  
は、位置フィードバックを用いた比例的な相関動作  
制御を有している機能のみが算入される。

j. 大気から遮断された状態で使用することができる  
動力装置であって、水中で使用するように"特別に設  
計した"もののうち、次のいずれかに該当するもの :

j. 1. ブレイトンサイクルエンジン又はランキン  
サイクルエンジンを用いた大気遮断型動力装置であ  
って、次のいずれかに該当する装置を有するもの :

j. 1. a. 循環するエンジンの排気から二酸化炭  
素、一酸化炭素及び微粒子を除去することができる  
ように"特別に設計した"化学的スクラバー又は吸収  
装置 ;

j. 1. b. 単原子で構成される気体を利用するこ  
とができるように"特別に設計した"装置 ;

j. 1. c. 10kHz未満の周波数の水中ノイズを減  
少させることができるように"特別に設計した"防音  
装置若しくはエンクロージャ、又は衝撃を緩和する  
ための特別な取り付け装置 ; 或いは

j. 1. d. システムであって、次のすべてに該当  
するもの :

j. 1. d. 1. 反応生成物を圧縮又は燃料とし  
て再生することができるように"特別に設計した"も  
の ;

j. 1. d. 2. 反応生成物を貯蔵することがで  
きるように"特別に設計した"の ; かつ

j. 1. d. 3. 100キロパスカル以上の圧力下で  
反応生成物を排出することができるように"特別に  
設計した"もの ;

j. 2. ディーゼルサイクルエンジンを用いた大気  
遮断型動力装置であって、次のすべてに該当する装  
置を有するもの :

j. 2. a. 循環するエンジンの排気から二酸化炭  
素、一酸化炭素及び微粒子を除去することができる

ように"特別に設計した"化学的スクラバー又は吸収  
装置 ;

j. 2. b. 単原子で構成される気体を利用するこ  
とができるように"特別に設計した"装置 ;

j. 2. c. 10kHz未満の周波数の水中ノイズを減  
少させることができるように"特別に設計した"防音  
装置若しくはエンクロージャ、又は衝撃を緩和する  
ための特別な取り付け装置 ; 及び

j. 2. d. 燃烧生成物を連続的に排出しないよう  
に[断続的に排出することができるように]"特別に  
設計した"排気システム ;

j. 3. 出力が2キロワットを超える"燃料電池"を用  
いた大気遮断型動力装置であって、次のいずれかに  
該当する装置を有するもの :

j. 3. a. 10kHz未満の周波数の水中ノイズを減  
少させることができるように"特別に設計した"防音  
装置若しくはエンクロージャ、又は衝撃を緩和する  
ための特別な取り付け装置 ; 又は

j. 3. b. システムであって、次のすべてに該当  
するもの :

j. 3. b. 1. 反応生成物を圧縮又は燃料とし  
て再生することができるように"特別に設計した"も  
の ;

j. 3. b. 2. 反応生成物を貯蔵することがで  
きるように"特別に設計した"もの ; かつ

j. 3. b. 3. 100キロパスカル以上の圧力下で  
反応生成物を排出することができるように"特別に  
設計した"もの ;

j. 4. スターリングサイクルエンジンを用いた大  
気遮断型動力装置であって、次のすべてに該当する  
装置を有するもの :

j. 4. a. 10kHz未満の周波数の水中ノイズを減  
少させることができるように"特別に設計した"防音  
装置若しくはエンクロージャ、又は衝撃を緩和する  
ための特別な取り付け装置 ; 及び

j. 4. b. 100キロパスカル以上の圧力下で燃焼  
生成物を排出するように"特別に設計した"排気シス  
テム ;

k. [Reserved]

l. [Reserved]

m. [Reserved]

n. [Reserved]

o. プロペラ、動力伝達装置、動力発生装置及び水中ノイズ減少装置であって、次のいずれかに該当するもの：

o. 1. [Reserved]

o. 2. 船舶用に設計された水中スクリュープロペラ、動力発生装置又は動力伝達装置であって、次のいずれかに該当するもの：

o. 2. a. 可変ピッチプロペラ及びハブ組立品であって、定格入力が30メガワットを超えるもの；

o. 2. b. 内部液冷式の電気推進機関であって、出力が2.5メガワットを超えるもの；

o. 2. c. “超電導”式推進機関又は永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が0.1メガワットを超えるもの；

o. 2. d. “複合”材料”部品”及び”部分品”を用いた伝動軸装置であって、2メガワットを超える出力を伝達することができるもの；

o. 2. e. スクリュープロペラ装置であって、プロペラから空気を噴き出すように設計したもの又はプロペラに空気を供給するように設計したもののうち、定格入力が2.5メガワットを超えるもの；

o. 3. 排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができるように設計した防音装置であって、次のいずれかに該当するもの：

o. 3. a. 500Hz未満の周波数の水中ノイズを減少する装置であって、ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する音響を遮断するための複合型の防音台からなり、音響又は振動を減少するように”特別に設計した”もののうち、中間のマス重量がその上に設置される装置の重量の30%を超えるもの；

o. 3. b. 動力伝達装置のために”特別に設計した” ‘運転中のノイズを減少若しくはキャンセルする装置’、又は磁気軸受；

**Technical Note:** ‘運転中のノイズを減少若しくはキャンセルする装置’は、ノイズ源又は振動源に対して直接的に対抗ノイズ又は対抗振動の信号を発生させることにより装置の振動を能動的に減少することができる電子制御装置を組み込んでいるものを

いう。

p. ポンプジェット推進装置であって、次のすべてに該当するもの：

p. 1. 出力が2.5メガワットを超えるもの；かつ

p. 2. ポンプジェット推進装置であって、推進効率の向上又はその推進で発生する水中放射ノイズの減少を図るために末広ノズル及び整流ベーンに関する技術を用いたもの；

q. 潜水用具及び水中水泳用具であって、次のいずれかに該当するもの：

q. 1. 閉鎖回路式の自給式潜水装置；

q. 2. 半閉鎖回路式の自給式潜水装置；

**Note:** 8A002. qは、使用者が携行する個人用の個々の自給式潜水装置については規制しない。

**注意:** 軍事情途のために特別に設計された装置及び機器については、ECCN 8A620. fを参照のこと。

r. 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であって、当該利用する音波が200Hz以下の周波数において音圧レベル（音源から1mの距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を0dBとしたものをいう）が190dB以上となるように”特別に設計”又は改造したもの

**Note 1:** 8A002. rは、人の水中における活動を妨害する装置であって、水中の爆発装置、エアガン又は燃焼物を音源としたものには適用されない。

**Note 2:** 8A002. rには、音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であって、スパークギャップ源を用いたもの（プラズマ音源としても知られているもの）を含む。

### 8A018 ワッセナーアレンジメント軍需品リスト掲載品目

現在、このECCNには、品目はない。2014年1月6日の直前にECCN 8A018. b. 3に番号分類されていたエンジン及び推進装置並びにこれらのために”特別に設計された””部分品”については、ECCN 8A609を参照のこと。閉鎖回路式及び半閉鎖回路式の（酸素吸入用）潜水用具、潜水艇用のエンジン及び推進装置（潜水艦のために”特別に設計された”ディーゼルエンジンであって、700rpm以上の回転速度において、出力が1,500馬力以上のもの）、潜水艦及び魚雷防御網、並びにこれらのために”特別に設計された””部分品”で

あって、2014年1月6日の直前にECCN 8A018. a.、. b. 1、又は. b. 4に番号分類されていたものについては、ECCN 8A620を参照のこと。非軍用潜水艇、海洋学の装置及び関連装置に対する規制については、ECCN 8A001、8A002及び8A992を参照のこと。2014年1月6日の直前にECCN8A018. b. 2に番号分類されていた潜水艇のために”特別に設計された”電動機については、USMLのカテゴリーXX (22 CFR part 121) を参照のこと。

## 8A609 軍用水上船及び関連貨物 (規制品目リスト参照)

### 許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)
NS エントリー全体に適用される (8A609. yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (8A609. yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (8A609. yを除く)。	UN規制について § 746. 1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : \$1, 500

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

### STAIについての特別な条件

STA :

- (1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740. 20(c) (1)) は、 § 740. 20(g) (9x515及び”600シリーズ”の品目最終品目に対する許可例外STAの適格性請求) に従って許可例外STAの適格性についてBISによって決定されない限り、8A609. aに掲げるいかなる品目に対しても使用してはならない。
- (2) 8A609に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) を使用してはならない。

### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) 22 CFR part 121のカテゴリーVI (軍用船舶及び特別海軍関連装備品) で記述される軍用水上船及び特別海軍関連装備品、並びに技術資料 (ソフトウェアを含む)、並びにこれらに直接関連する役務は、国際武器取引規則の管轄権の対象である。

(2) 外国製の”軍用貨物”であって、米国原産の”600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

(3) ”EARの対象”又は”ITARの対象”の軍用水上船用のディーゼルエンジン及び電動機であって、”EARの対象”となるものに対する規制については、ECCN 8A992. gを参照のこと。 ”ITARの対象”の軍用水上船用のディーゼルエンジン及び電動機については、22 CFR part 121のカテゴリーVI (c) (国防総省により契約又はその他の資金提供権限によって資金を助成された開発段階の船舶のために”特別に設計された”部品、部分品、附属品、及びアタッチメント) を参照のこと。

(4) 軍用船舶用の軍用ガスタービンエンジン及び関連品目に対する規制については、ECCN 9A619を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 軍事用途のために”特別に設計された”軍用水上船のうち、USMLで列挙又はその他の形態で規定されていないもの。

注1 : 8A609. aには、以下のものを含む :

- (i) 洋上補給艦 ;
- (ii) 水上艦艇及び潜水艇の補給艦艇/修理艦。
- (iii) 潜航可能でない潜水艇救難艦 ;
- (iv) その他の各種特務艦艇 (例えば、AGDS、AGF、AGM、AGOR、AGOS、AH、AP、ARL、AVB、AVM及びAVTを含む)。
- (v) 揚陸作戦艦艇 (戦備を有しているものを除く) ; 並びに
- (vi) 武装若しくは装甲された沿岸哨戒艇、停泊地哨戒艇、並びに沿岸警備隊及びその他の巡視艇であって、口径が. 50以下の火器用の砲架又は懸吊架

を備えるもの。

**注2:** a項でいうところにおいて、軍用水上船には、軍用用途のために“特別に設計された”船舶であって、ITAR § 121.15の(a)項で特定されていないもの（非武装化された船舶を含む）（起源又は呼称の如何を問わない）であって、1950年以前に製造され、かつ、1949年以降改造されたものでないもの。この注でいうところにおいて、用語“改造された”には、法律によって必要とされる安全性の組み込み、表面的な変更（例えば、異なる塗装）又は1950年以前に入手可能であった“部品”若しくは“部分品”の追加を含まない。

b. 出力が50馬力以上の非磁性のディーゼルエンジンであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 非磁性の成分が総重量の25%を超えるもの；  
又は

b. 2. 非磁性の部品（クランクケース、ブロック、ヘッド、ピストン、カバー、エンドプレート、バルブフェーシング、ガスケット、並びに燃料、潤滑油及びその他の供給管路を除く）。

c. からw. [Reserved]

x. ECCN 8A609（8A609.yを除く）で列挙又はその他の形態で規定される貨物又はUSMLのカテゴリVIで列挙又はその他の形態で規定される防衛物品であって、USML、8A609.y又は3A611.yで別途指定されていないものために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

**注1:** 鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品（例えば、押出し鍛造品及び機械加工された本体）であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によってECCN 8A609.xで規制される貨物と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達しているものについては、ECCN 8A609.xで規制される。

**注2:** USMLのサブカテゴリVI(f)で指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。ECCN 8A609.yで指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

y. 本ECCNの規制の対象となる貨物又はUSMLのカテゴリVIの中の防衛物品のうち、USMLの他の箇所で指定されていないものために“特別に設計された”専

用の“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”：

- y. 1. 拡声（PA）装置；
- y. 2. 空気圧系統、油圧装置、潤滑油装置及び燃料装置用のフィルター及びフィルターアセンブリ、ホース、管、管継手、カップリング並びにブラケット；
- y. 3. 調理室；
- y. 4. 手洗所；
- y. 5. 磁気コンパス、磁気方位検出器；
- y. 6. 医療施設；
- y. 7. 可搬式の水タンク、フィルター、バルブ、送水管、管継手、カップリング、及びブラケット；
- y. 8. 暗視画像システムで使用するためのパネルノブ、指示計、スイッチ、ボタン、及びダイヤル（フィルターされているかフィルターされていないかを問わない）；
- y. 9. 非常用照明；
- y. 10. 計器及び指示計；
- y. 11. オーディオセレクターパネル。

## 8A620 潜水艇、海洋学の貨物及び関連貨物（規制品目リスト参照）

### 許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country Chart
NS エントリー全体に適用される（8A620.b及び.yを除く）。	NS Column 1 (§ 738付則 1参照)
RS エントリー全体に適用される（8A620.yを除く）。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される（8A620.yを除く）。	UN規制について § 746.1(b)を 参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV : 適用できない。

### STAについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740. 20 (c) (1)) は、§ 740. 20 (g) (“600シリーズ”の最終品目に対する許可例外STAの適格性請求) に従って許可例外STAの適格性についてBISによって決定されない限り、8A620. a又は. bに掲げるいかなる品目に対しても使用してはならない。

(2) 8A620に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20 (c) (2)) を使用してはならない。

### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) 22 CFR part 121の 카테고리XX (潜水艦、海洋装置及び附属装置) で記述される潜水艇、海洋学の貨物及び関連装置、並びに技術資料 (ソフトウェアを含む)、並びにこれらに直接関連する役務は、国際武器取引規則 (ITAR) の管轄権の対象である。USMLの 카테고리XXに掲げる防衛物品のために“特別に設計された”“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、USMLのサブカテゴリーXX(c)で規制される。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

(3) 非軍事用の潜水艇、海洋学の貨物及び関連貨物に対する規制については、ECCN 8A001、8A002、及び8A992を参照のこと。

(4) 出力が50馬力以上の非磁性のディーゼルエンジンであって、次のいずれかに該当するものに対する規制については、ECCN 8A609を参照のこと。

(i) 非磁性の成分が総重量の25%を超えるもの；又は

(ii) 非磁性の部品 (クランクケース、ブロック、ヘッド、ピストン、カバー、エンドプレート、バルブフェーシング、ガスケット、並びに燃料、潤滑油及びその他の供給管路)。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 軍事用途のために“特別に設計された”潜水艇及び半潜水艇であって、USMLで列挙又はその他の形態で規定されていないもの。

注 : 8A620. aには潜水艦救助艇及び深海潜水艇 (DSV) を含む。

b. 貨物輸送のために“特別に設計された”潜水艇及び半潜水艇並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

c. 港湾出入探知装置 (磁気式、圧力式、及び音響式装置) 並びにこれらのための制御装置であって、USML又はCCLで別途指定されていないもの。

d. 回転速度が700rpm以上での出力が1,500馬力以上のディーゼルエンジンであって、潜水艦のために“特別に設計されたもの”。

注 : ECCN 8A620. dで指定されていない推進装置であって、USMLの 카테고리XXで規制される物品のために“特別に設計されたもの”は、USMLのXX(b)又は(c)で規制される。

e. 潜水艦防御網及び魚雷防御網。

f. 軍事用途のために特別に設計又は改造された潜水用具及び水中水泳用具であって、次のいずれかに該当するもの :

f. 1. 半閉鎖回路式又は閉鎖回路式の自給式潜水装置 ;

f. 2. 副項f. 1. で指定される潜水器具とともに使用されるように特別に設計された水中水泳用具 ;

注意 : 8A002. qについても参照のこと。

g. からw. [Reserved]

x. ECCN 8A620 (8A620. b又は. yを除く) で列挙又はその他の形態で規定される貨物であって、USML、8A620. y又は3A611. yで別途指定されていないもののために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

注1 : 鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品 (例えば、押出し鍛造品及び機械加工された本体) であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によってECCN 8A620. xで規制される貨物と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達しているものについては、ECCN 8A620. xで規制される。

注2 : ECCN 8A620. yで指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規



制の対象となる。

y. 本ECCNの規制の対象となる貨物のために“特別に設計された”専用の“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”：

- y. 1. 拡声 (PA) 装置；
- y. 2. 空気圧系統、油圧装置、潤滑油装置及び燃料装置用のフィルター及びフィルターアッセンブリ、ホース、管、管継手、カップリング並びにブラケット；
- y. 3. 調理室；
- y. 4. 手洗所；
- y. 5. 磁気コンパス、磁気方位検出器；
- y. 6. 医療施設；
- y. 7. 可搬式の水タンク、フィルター、バルブ、送水管、管継手、カップリング、及びブラケット；
- y. 8. 暗視画像システムで使用するためのパネルノブ、指示計、スイッチ、ボタン、及びダイヤル（フィルターされているかフィルターされていないかを問わない）；
- y. 9. 非常用照明；
- y. 10. 計器及び指示計；
- y. 11. オーディオセレクターパネル。

**8A992 船舶、海洋関連システム又は装置 (8A001 又は8A002で規制されないもの)、並びに及びこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”、更には船舶用のボイラー並びにそれらのための“部品”及び“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” (規制品目リスト参照)**

許可要求事項

規制理由：AT、外交政策

Control (s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

ロシア産業向け制裁は、  
エントリー全体に適用される。

特定の輸出許可  
要求事項及び輸  
出許可審査方針  
について、 §

746.5 を参照の  
こと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

1. 8A002も参照のこと。
2. 船舶用のガスタービンエンジンについては、本エントリーの g 項では規制されない。軍用のために特別に設計された船舶用のガスタービンエンジンに対して可能性のある規制についてECCN 9A619を参照のこと。軍用のために特別に設計されていない船舶用のガスタービンエンジンに対して可能性のある規制についてECCN 9A002を参照のこと。EARの対象となる船舶用のガスタービンエンジンは、EAR99に指定される。

関連定義：ナシ

品目：

a. 水中用の観測装置であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 潜水艇に搭載して遠隔操作をすることができるように“特別に設計”若しくは改造したテレビジョン装置（カメラ、照明装置、表示装置及び信号伝送装置から構成される）であって、空気中で計測された限界解像度が500本を超えるもの；又は

a. 2. 水中のテレビジョンカメラであって、空気中で計測された限界解像度が700本を超えるもの；

**Technical Note**：テレビジョンの限界解像度は、テストチャート（IEEE規格208/1960又は同等の規格を用いたもの）で識別される画像高さ当りの最大の線数によって通常表される水平解像度の限度である。

b. 水中で使用できるように“特別に設計”又は改造された静止画写真機（幅が35mm以上のフィルムを用いるもの）であって、水中で使用するよう“特別に設計した”オートフォーカス機能又はリモートフォーカス機能を有するもの；

c. 水中で使用できるように“特別に設計”又は改造し

たストロボ法を用いた照明装置であって、1回のフラッシュ当たりの光出力エネルギーが300ジュールを超えるもの；

d. その他の水中用カメラ装置であって、他のエントリーで特定されていないもの；

e. その他の潜水艇システムであって、他のエントリーで特定されていないもの；

f. 船舶であって、他のエントリーで特定されていないもの（ゴムボートを含む）、並びにこれらのために“特別に設計した”部品”及び”部分品”であって、他のエントリーで特定されていないもの；

g. 船舶用のエンジン（船内用及び船外用）及び潜水艦用のエンジン（他のエントリーで特定されていないもの）、並びにこれらのために“特別に設計した”部品”及び”部分品”（他のエントリーで特定されていないもの）；

h. その他の自給式の水中呼吸用具（スキューバ・ギア）及び関連装置（他のエントリーで特定されていないもの）；

i. 救命胴衣、インフレーションカートリッジ、コンパス、ウェットスーツ、マスク、フィン、ウェイトベルト及び潜水用コンピュータ；

j. 水中の照明装置及び推進装置；

k. エアーシリンダーに充てんするために“特別に設計した”エアコンプレッサー及び濾過装置。

l. 船舶用のボイラーであって、次のいずれかの特性を有するように設計したもの：

l. 1. 熱放出速度（最大定格値）が、炉の体積 1 立方フィートにつき毎時190,000BTU(英国熱量単位：1BTU=1,055.06ジュール)以上のもの；又は

l. 2. ボイラーの乾燥重量（ポンド）に対する蒸気発生量（最大定格値、ポンド/時間）が、0.83以上のもの。

m. 8A992.1で規定される船舶用のボイラーのための主要な”部分品”、“附属品”、及び”アタッチメント”。

#### B. 試験用、検査用及び“製造用装置”

8B001 推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であって、（基準音圧が1マイクロパスカル及び周波数幅が1 Hzの場合において）、0 Hz以上500 Hz以下

の周波数範囲での暗騒音が100デシベル未満のもの  
許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$3000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

8B609 ECCN 8A609又はUSMLのカテゴリーVI（カテゴリーVI(f)(7)を除く）で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、試験用、検査用、及び製造用の“装置”並びに関連貨物であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

RS エントリー全体に適用される RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 8B609に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c) (2)項 (EAR § 740.20(c) (2)) を使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 8A609 (8A609.yを除く) 又はUSMLのカテゴリVI (USMLのカテゴリVI (f) (7)を除く) で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、“修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用、検査用、及び製造用の”装置”、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。
- b. [Reserved]

**8B620** ECCN 8A620で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、“修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用、検査用、及び製造用の”装置”並びに関連貨物(規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NS	エントリー全体に適用される	NS Column 1
RS	エントリー全体に適用される	RS Column 1
AT	エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN	エントリー全体に適用される。	UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : \$1,500

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA : 8B609に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c) (2)項 (EAR § 740.20(c) (2)) を使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 8A620 (8A620.b及び.yを除く) で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、“修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用、検査用、及び製造用の”装置”並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。
- b. ECCN 8A620.bで列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、“修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用、検査用、及び製造用の”装置”並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

#### C. “材料“

**8C001** 水中で使用するために設計した‘浮力材’であって、次のすべてに該当するもの(規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由 : NS、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NS	エントリー全体に適用される。	NS Column 2
AT	エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 8A002. a. 4も参照のこと。

関連定義：‘浮力材’は、中空のプラスチック製又はガラス製の球を樹脂マトリックスに埋め込んだものをいう。

品目：

- a. 1,000 mを超える水深で使用することができるように設計したもの；及び
- b. 密度が561kg/m<sup>3</sup>未満のもの。

**8C609 8A609で規制される貨物の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された材料であって、USMLで別途指定されていないもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country Chart (§ 738付則 1参照)
NS エントリー全体に適用される	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制について § 746.1(b)を 参照のこと。

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**STAIについての特別な条件**

STA：8C609に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) USMLのカテゴリ-VIで列挙又はその他の形態で規定される戦艦のために“特別に設計された”材料に対する規制については、USMLのカテゴリ-VI及びXIII(f)を参照のこと。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 8A609（8A609.yを除く）で列挙される貨物のために“特別に設計された”材料（USMLで列挙されるものを除く）。
- b. [Reserved]

**D. “ソフトウェア”**

**8D001 8A（8A992を除く）、8B又は8Cで規制される装置又は材料の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計”又は“改造された”ソフトウェア”**  
**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1  
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

CIV：適用できない。

TSR：Yes、

TSR：Yes、

8A001.b、8A001.d、又は8A002.o.3.bで規制される装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”ソフトウェアの、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）以外の仕向地への輸出又は再輸出を除く。

**STAIについての特別な条件**

STA: 8A001.b、8A001.c、8A001.d、8A002.b、8A002.h、8A002.j、8A002.o.3又は8A002.pに掲げる装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”ソフトウェアの、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**8D002** 水中ノイズを減少させるために“特別に設計した”プロペラの“開発”、“製造”、修理、オーバーホール又は分解修理（再加工）のために“特別に設計”又は改造した特定の“ソフトウェア”

#### 許可要求事項

規制理由： NS、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：Yes

#### STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げるソフトウェアの、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：8D992も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**8D609** 8A609、8B609、又は8C609で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由： NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1  
(8D609.yを除く)。

RS エントリー全体に適用される RS Column 1

(8D609.yを除く)。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制について  
(8D609.yを除く)。 § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA：8D609に掲げるいかなる“ソフトウェア”に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーVIで列挙される物品に直接関連する“ソフトウェア”については、USMLのカテゴリーVI(g)で規制される。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 8A609、ECCN 8B609、又はECCN 8C609で規制される貨物（ECCN 8A609.yで規制される貨物を除く）の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”。

b. から x [Reserved]

y. ECCN 8A609.yに掲げる貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”専用の“ソフトウェア”。

**8D620** 8A620又は8B620で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由： NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

(8D620. b及び. yを除く)。  
RS エントリー全体に適用される RS Column 1  
(8D620. yを除く)。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1  
UN エントリー全体に適用される UN規制について  
(8D620. yを除く)。 § 746. 1(b)を  
参照のこと。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA : 8D620に掲げるいかなる“ソフトウェア”に対  
しても、許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR §  
740. 20(c) (2)) を使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) USMLのカテゴリ-XXで列挙又はその他の形態  
で規定される物品に直接関連する“ソフトウェア  
”については、USMLのカテゴリ-XX(d)で規制され  
る。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の  
“600シリーズ”の規制される品目をde minimis量  
を超えて組み込んでいるものについては、ECCN  
0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 8A620又はECCN 8B620で規制される貨物(ECCN  
8A620. b若しくは. y又はECCN 8B620. bで規制される貨  
物を除く)の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナ  
ンスのために“特別に設計された”ソフトウェア”。
- b. ECCN 8A620. b又はECCN 8B620. bで規制される貨物  
の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのため  
に“特別に設計された”ソフトウェア”。
- c. から. x [Reserved]
- y. ECCN 8A620. yに掲げる貨物の“開発”、“製造”、操  
作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”  
専用の“ソフトウェア”。

8D992 8A992で規制される装置の“開発”、“製造”又  
は“使用”のために“特別に設計”又は改造した”ソフト

ウェア”

#### 許可要求事項

規制理由 : AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1  
**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

8D999 石油又は天然ガス事業で使用される無人潜  
水艇の操作のために“特別に設計された”ソフトウ  
ェア”

#### 許可要求事項

規制理由 : 外交政策

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

ロシア産業向け制裁は、 特定の輸出許可  
エントリー全体に適用される。 要求事項及び輸  
出許可審査方針  
について、 §  
746. 5 を参照の  
こと。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

E. “技術”

8E001 8A (8A992を除く)、 8B又は8Cで規制される

## 装置又は材料の“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

### 許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：Yes、

8A001. b、8A001. d又は8A002. o. 3. bで規制される品目に係る“技術”の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) 以外の仕向地への輸出又は再輸出を除く。

### STAについての特別な条件

STA: 8A001. b、8A001. c、8A001. d、8A002. b、8A002. h、8A002. j、8A002. o. 3又は8A002. pで指定される装置の“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**8E002 その他の“技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

### 許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

**許可例外の注釈：**許可例外TUは、8E002. a又は. bで規制される修理に係る“技術”には適用できない（本章の付則 2を参照のこと）。

### STAについての特別な条件

STA: 8E002. aに掲げる技術の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

### 規制品目リスト

関連規制：8E992も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 水中ノイズを減少させるために“特別に設計した”プロペラの“開発”、“製造”、修理、オーバーホール又は分解修理（再加工）に係る“技術”；  
b. 8A001、8A002. b、8A002. j、8A002. o又は8A002. pで規制される装置のオーバーホール又は分解修理に係る“技術”。  
c. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”：

c. 1. スカート型のアクッション船（船体の全周にフレキシブルスカートを取り付けたものに限る）であって、次のすべてに該当するもの：

c. 1. a. 有義波高が1.25m以上の場合における満載状態の速力の最大値が30ノットを超えるように設計されたもの；

c. 1. b. クッションの圧力が3,830パスカルを超えるもの；かつ

c. 1. c. 満載排水量に対する軽荷排水量の比率が0.70未満のもの；

c. 2. 側壁型のアクッション船であって、有義波高が3.25m以上の場合における満載状態の速力の

最大値が40ノットを超えるもの；

c. 3. 水中翼船であって、有義波高が3.25m以上の場合における満載状態の速力の最大値が40ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによって水中翼を自動的に制御する装置を有するもの；

c. 4. '水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶'であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 4. a. 満載排水量が500トンを超えるものであって、有義波高が3.25m以上の場合における満載状態の速力の最大値が35ノットを超えるように設計したもの；又は

c. 4. b. 満載排水量が1,500トンを超えるものであって、有義波高が4m以上の場合における満載状態の速力の最大値が25ノットを超えるように設計したもの。

**Technical Note：**'水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶'は、次の式により定義される：

計画運航喫水における水線面積が、 $2 \times (\text{計画運航喫水における排水体積})^{2/3}$ より小さい船舶をいう。

**8E609 8A609、8B609、若しくは8C609で規制される貨物、又は8D609で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される (8E609. yを除く)。	NS Column 1
------------------------------------	-------------

RS エントリー全体に適用される (8E609. yを除く)。	RS Column 1
------------------------------------	-------------

AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
-------------------	-------------

UN エントリー全体に適用される。 (8E609. yを除く)。	UN規制について § 746. 1(b)を 参照のこと。
-------------------------------------	------------------------------------

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA：8E609に掲げるいかなる“技術”に対しても、許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) を使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

関連規制：USMLのカテゴリ-VIで列挙又はその他の形態で規定される物品に直接関連する技術資料は、USMLのカテゴリ-VI (g) で規制される。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 8A609、8B609、若しくは8C609で規制される貨物 (ECCN 8A609. yで規制される貨物を除く)、又はECCN 8D609で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”。

b. から. x [Reserved]

y. ECCN 8A609. y又は8D609. yに掲げる貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”専用の“技術”。

**8E620 8A620若しくは8B620で規制される貨物、又は8D620で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される (8E620. b及び. yを除く)。	NS Column 1
---	-------------

RS エントリー全体に適用される (8E620. yを除く)。	RS Column 1
------------------------------------	-------------

AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
-------------------	-------------

UN エントリー全体に適用される。	UN規制について
-------------------	----------



(8E620.yを除く)。

§ 746.1(b)を  
参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

#### STAIについての特別な条件

STA：8E620に掲げるいかなる“技術”に対しても、  
許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）  
を使用してはならない。

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

#### 規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリ-XXで列挙又はその他  
の形態で規定される物品に直接関連する技術資  
料は、USMLのカテゴリ-XX(d)で規制される。

関連定義：ナシ

品目：

EAR99 EAR対象品目であって、このCGLのカテゴリ-  
又はCGLの他のどのカテゴリ-の中でも、他に指  
定されていないものは、番号EAR99で指定される。

a. 8A620若しくは8B620で規制される貨物、又は8D620  
で規制される“ソフトウェア”（ECCN 8A620.b若しく  
は.y又はECCN 8B620.bで規制される貨物又は8D620.b  
若しくは.yで規制される“ソフトウェア”を除く）の“  
開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、  
オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”“技  
術”。

b. ECCN 8A620.b若しくは8B620.bで規制される貨物  
又はECCN 8D620.bで規制される“ソフトウェア”の“開  
発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オ  
ーバーホール、又は分解修理のために“必要な”“技  
術”。

c. から.x [Reserved]

y. ECCN 8A620.y又は8D620.yに掲げる貨物又はソフ  
トウェアの“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナ  
ンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のため  
に“必要な”専用の“技術”。

**8E992 8A992で規制される装置の“開発”、“製造”又  
は“使用”に係る“技術”**

#### 許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1